

改正

令和2年3月26日議会規則第2号

開成町議会傍聴規則

開成町議会傍聴規則（昭和56年開成町規則第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定及び開成町議会基本条例の理念に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は、29人とする。

（傍聴の制限）

第4条 議長は、議場の秩序維持のためその他特に必要があると認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴券の発行）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者にあつては、この限りでない。

2 傍聴券は、会議の当日に傍聴受付で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券の交付を受けた日に限り、会議を傍聴することができる。

（傍聴人名簿への記入）

第6条 傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴人名簿に住所、氏名等を記載しなければならない。

（傍聴券の返還）

第7条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

（議会資料の提供等）

第8条 議長は、傍聴人に議案の審議に用いる資料を提供し、又は貸出すことができる。

（議場への入場禁止）

第9条 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

い。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 異様な服装をしている者
- (5) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席においては、静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為、示威的行為及び他の傍聴人の迷惑となる行為をしてはならない。

(写真、撮影及び録音等の制限)

第12条 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの規則に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、次に掲げる場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 秘密会を開く議決のあったとき。
- (2) 傍聴人がこの規則に違反し、議長が退場を命じたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日議会規則第2号)

この規則は、令和2年5月7日から施行する。